

広島県告示第九百五十五号

次のとおり広島県収納代理金融機関の名称、事務取扱店舗及び取扱事務の範囲の変更があった。

平成十九年十月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 変更内容

区分	名 称	事 務 取 扱 店 舗	取 扱 事 務 の 範 囲
変更前	日本郵政公社	全国の郵便局及び東京貯金事務センター	次に掲げるものの県の歳入金及び歳入歳出外現金に属する現金の収納に関する事務(払込用紙は公金指定様式(公)を使用したもの)
変更後	株式会社ゆうちょ銀行	1 ゆうちょ銀行指定様式の払込用紙を使用する場合 株式会社ゆうちょ銀行の全国の本支店及びゆうちょ銀行が銀行代理店契約を締結した郵便局株式会社の営業所 2 広島県指定様式の払込用紙を使用する場合 1のうち県内(自動車税については中国五県)の店舗	次に掲げるもののうち県の歳入金及び歳入歳出外現金に属する現金の収納に関する事務 1 県税 2 放置違反金

二 変更年月日

平成十九年十月一日